

在宅緩和ケア対策推進事業

平成22年8月

医政局政策医療課在宅医療推進室（山本要室長）〔主担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標1 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者

（2）概要

緩和ケア、終末期医療を含む在宅医療を推進し、在宅療養患者及びその家族のQOL（quality of life（生活の質））の向上に資するため、在宅緩和ケア支援センター（機能）の設置、在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに関する従事者研修について財政支援を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

- 在宅緩和ケア支援センターを設置することで、患者・家族の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消を図ったり、医療福祉関係者への情報提供、相談支援に寄与することが出来た。また、普及啓発の講演会等を通じて、地域住民の在宅看取りの関心が高まった。
- 在宅緩和ケア連絡協議会を通じて、在宅緩和ケアネットワークが構築され、在宅緩和ケアに携わる関係者同士で顔の見える関係が構築され、連携が強まった。
- 在宅緩和ケア従事者研修を通じて、先進的に取り組む施設からの事例提示があり実践的な学びが得られた。

（2）効率性の評価

地域において在宅緩和ケア支援センターや連絡協議会を設置することで、患者・家族、医療福祉従事者間の連携が促進されるため、各地域の実情に応じた効率的な在宅緩和ケアの推進が期待できる。

(3) 政策等への反映の方向性

全国どの地域においても、患者・家族が希望する場合に在宅医療を選択することができる体制を整備し、それに各地域の実情に応じた取り組みを取り入れることは今後も重要である。しかし、平成21年度において、在宅緩和ケア推進支援センター事業8カ所、在宅緩和ケア推進連絡協議会11カ所、在宅緩和ケア医療従事者研修26カ所と当事業が全国的な普及につながっていないのが現状である。

今後は、がんのみならずすべての疾患に対象を広げ、在宅療養を支える取り組みにしていくと同時に、地域の既存の資源も活かしながら活動を展開出来るような仕組みを模索していくために、平成23年度予算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額(拡充に係る分): 235百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	在宅緩和ケアに関する従事者研修の受講人数	—	—	4,671	3,889	4,156
達成率		—%	—%	—%	83.3%	106.9%
【調査名・資料出所、備考等】 都道府県からの実績報告による。						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- ・医療法(平成18年6月21日法律84号)
- ・「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)
※平成20年3月に行われた終末期医療に関する調査の報告書については現在、作成しているところ。